

スベビゴ®を使用されている患者さんへ

スベビゴ®を投与される
のうほうせいがんせん
膿疱性乾癬患者さんが利用できる
医療費助成制度



監修

いがらし皮膚科東五反田 院長
五十嵐 敦之 先生

膿疱性乾癬患者さんにご家族のみなさまへ

医療費助成制度を利用して 医療費の負担を軽減できる可能性があります

膿疱性乾癬患者さんやそのご家族の方は、定期的な通院や入院などによる治療や検査が必要となることがあります。そのため、医療費の負担が高額になってしまうのではないかと不安を感じている方もいらっしゃるかもしれません。

医療費助成制度は、医療費が高額になってしまう患者さんやそのご家族の経済的負担を軽減し、治療を続けられるようにするために設けられた制度です。さまざまな助成制度がありますが、この冊子ではスベビゴ[®]で治療をされる患者さんが利用できる可能性のある制度として、「高額療養費制度」と「難病医療費助成制度」について、どのような制度なのか、利用できる方はどんな方か、どのような手続きをすると利用することができるかなどをご紹介します。

安心して膿疱性乾癬の治療を続けるために、医療費助成制度の利用を検討してください。

いがらし皮膚科東五反田 院長
五十嵐 敦之 先生



CONTENTS

膿疱性乾癬患者さんが利用できる医療費助成制度	4
■ わたしが利用できる医療費助成制度は?	4

高額療養費制度	5
■ どのような制度ですか?	5
■ 誰が使えますか?	5
■ わたしの自己負担限度額は?	6
■ さらに医療費の負担を軽くできませんか?	8
● 世帯合算	8
● 多数回該当	9
■ 利用するための手続きはどうしたらよいですか?	10
● (1) 窓口で支払った後に払い戻しを申請する方法	10
● (2) 治療の前に申請をして窓口での支払いを軽減する方法	11
◆ 必要な認定証の種類	12
◆ マイナンバーカードを保険証として利用している方は認定証の申請は不要です	12
■ どこに申請・相談したらよいですか?	13

難病医療費助成制度	14
■ どのような制度ですか?	14
◆ 膿疱性乾癬患者さんが利用できる可能性がある難病医療費助成制度には、 一般、軽症高額該当、高額かつ長期、の3つの区分があります	14
■ 誰が使えますか?	14
■ どのような費用が助成されますか?	15
■ いつから助成してもらえますか?	15
■ わたしの自己負担上限額は?	16
◆ 難病医療費助成制度の助成対象の方が支払う医療費	16
◆ 難病医療費助成制度における自己負担上限額(月額)	16
● 軽症高額該当：「軽症」であっても高額な医療を継続する必要がある方	18
● 高額かつ長期：高額な医療が長期的に継続する方向けの特例措置	19
■ 利用するためにはどのような手続きをしたらよいですか?	20
● 申請に必要な書類(例)	21

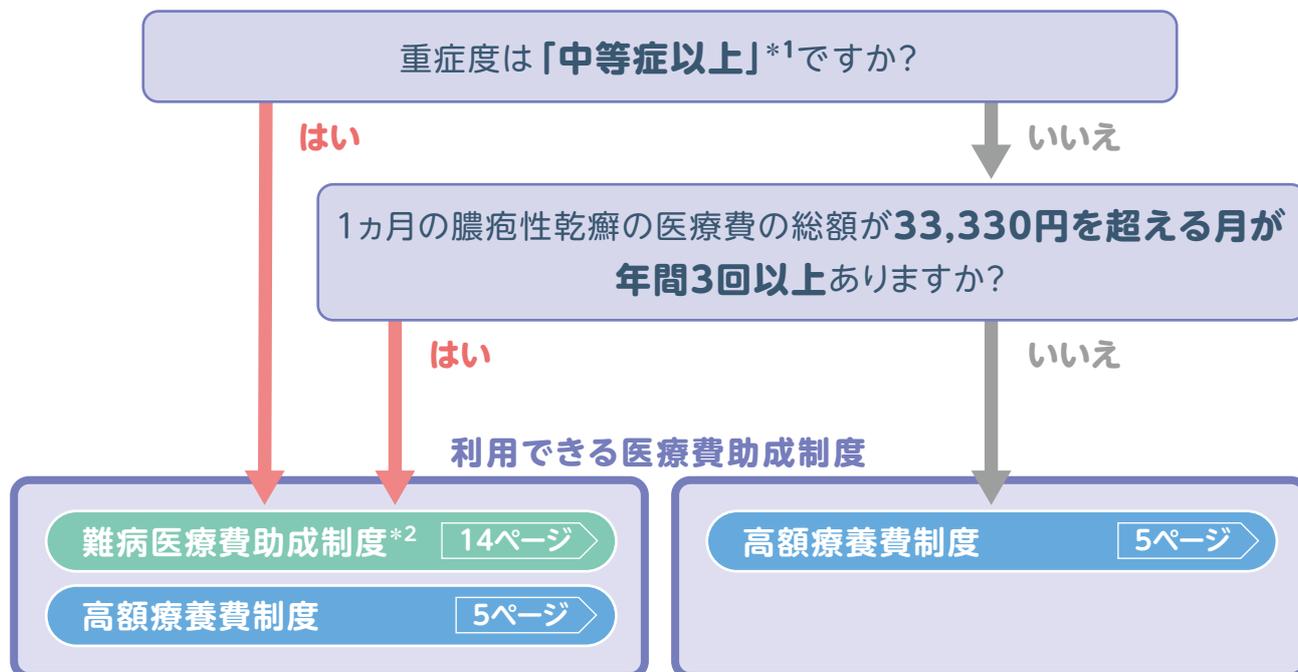
医療費助成制度を利用した場合のモデルケース	22
■ 初めて膿疱性乾癬と診断を受け、スペビゴ®での治療を開始した 35歳女性の場合	22
■ 6カ月前に膿疱性乾癬と診断を受け、5カ月内服薬で治療を続けていたが、 症状が悪化したためスペビゴ®での治療を開始した 73歳男性の場合	23

Q&A	24
■ 高額療養費制度について	24
■ 難病医療費助成制度について	26

膿疱性乾癬患者さんが利用できる 医療費助成制度

わたしが利用できる医療費助成制度は？

難病医療費助成制度と高額療養費制度の両方を利用できる方と、高額療養費制度のみ利用できる方がいます。



*1 膿疱性乾癬は症状が出ている皮膚の面積や検査所見の数値により、「軽症」「中等症」「重症」の3段階の重症度に分類されます。どの重症度にあてはまるかは、主治医の先生にご確認ください。

*2 1カ月の膿疱性乾癬の医療費の総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合は、難病医療費助成制度のうち軽症高額該当となります。18ページ

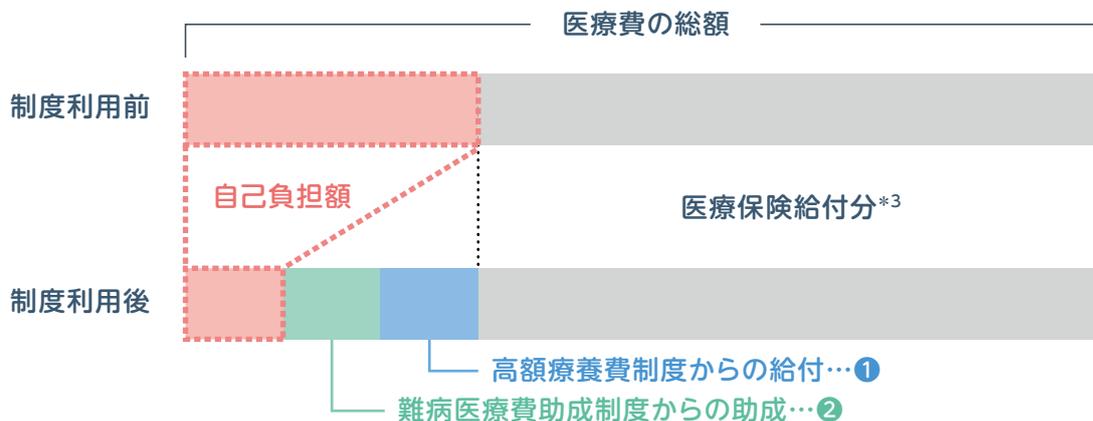
【参考】高額療養費制度と難病医療費助成制度の助成のイメージ

難病医療費助成制度は保険優先の公費制度です。

まず、高額療養費制度による給付が行われます(イメージ図:①)。

次にその残額に対して、難病医療費助成制度による助成が適用されます(イメージ図:②)。

【医療費助成のイメージ図】



*3 難病医療費助成制度の対象になると、医療費を3割自己負担している方は自己負担割合が2割になります。75歳以上の方など、申請前の自己負担割合が1割だった方は、申請後も自己負担割合は1割のままです。

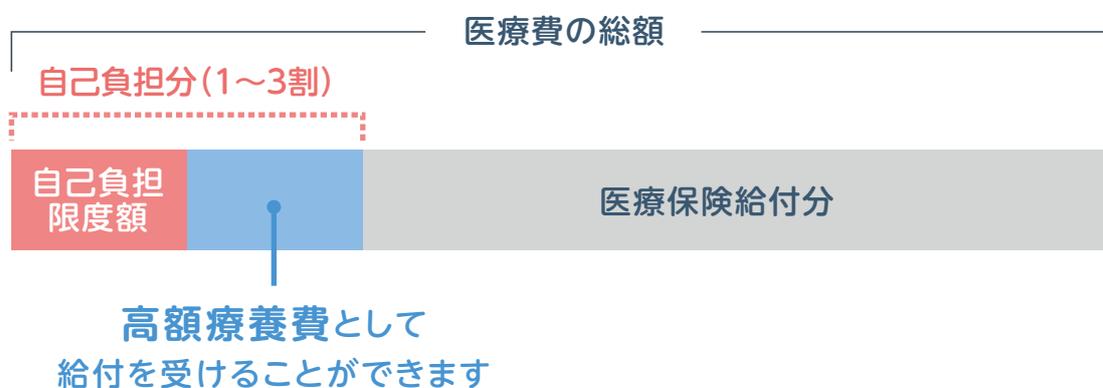
高額療養費制度

どのような制度ですか？

医療機関を受診したときにかかる診療費や治療費、調剤薬局などで処方される薬剤費などとして支払った医療費が高額になったとき、その経済的負担を軽くするために設けられた制度です。

高額療養費制度を利用すると、1ヵ月(その月の1日から月末まで)の医療費について、決められた上限金額(自己負担限度額といいます。具体的な金額は [6.7ページ](#))を超えた自己負担分は医療費の給付を受けることができます。

【高額療養費制度を利用したときに受けられる医療費助成のイメージ図】



誰が使えますか？

高額療養費制度は、健康保険や国民健康保険などの公的な医療保険制度の1つです。公的な医療保険に加入している方は、誰でも使うことができます。

膿疱性乾癬の治療に限らず、すべての医療費*4が対象となります。

*4 保険適用外の診療や、入院中の食事代・差額ベッド代は含まれません。

自己負担額を計算する際に対象となる医療費については、

Q&A

「自己負担額」はどうやって計算しますか？ [24ページ](#)

をご参照ください。

自己負担限度額は次のページでご紹介します。



わたしの自己負担限度額は？



69歳以下の方

自己負担限度額は、それぞれの方の年齢や所得によって異なります。

	適用区分	ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当 ^(※1)
ア	年収約1,160万円～ 健保: 標報83万円以上 国保: 年間所得 ^(※2) 901万円超	252,600円+(医療費-842,000)×1%	140,100円
イ	年収約770万～約1,160万円 健保: 標報53万～79万円 国保: 年間所得 ^(※2) 600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%	93,000円
ウ	年収約370万～約770万円 健保: 標報28万～50万円 国保: 年間所得 ^(※2) 210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000)×1%	44,400円
エ	～年収約370万円 健保: 標報26万円以下 国保: 年間所得 ^(※2) 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

厚生労働省保険局、高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf> より作成

- *1 同じ世帯で、過去12ヵ月以内に計3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。
- *2 ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない)のことを指します(いわゆる「旧ただし書き所得」)。基礎控除額は合計所得金額に応じて下記の額です。
 <基礎控除額> 合計所得金額が2,400万円以下の場合は基礎控除額43万円。
 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下の場合は基礎控除額29万円。
 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下の場合は基礎控除額15万円。
 合計所得金額が2,500万円を超える場合は基礎控除額の適用はありません。

世帯合算、多数回該当について

8、9ページ

スベピゴ[®]での治療時に高額療養費制度を利用した場合のひと月の医療費

はじめて膿疱性乾癬と診断された患者さんが、スベピゴ[®]により治療を開始した場合(医療費の総額:約2,000,000円^(※3))。

- *3 膿疱性乾癬の診断とスベピゴ[®]投与に必要な検査費約35,000円、スベピゴ[®]の薬剤費と投与に関わる費用約1,950,000円(2023年3月時点)。
 ※入院費は含まれていません。医療機関ごとに入院にかかる費用は異なるため、治療中の医療機関にご確認ください。

	適用区分	世帯ごと(概算)	多数回該当 ^(※1) の場合
ア	年収約1,160万円～ 健保: 標報83万円以上 国保: 年間所得 ^(※2) 901万円超	264,180円	140,100円
イ	年収約770万～約1,160万円 健保: 標報53万～79万円 国保: 年間所得 ^(※2) 600万～901万円	181,820円	93,000円
ウ	年収約370万～約770万円 健保: 標報28万～50万円 国保: 年間所得 ^(※2) 210万～600万円	97,430円	44,400円
エ	～年収約370万円 健保: 標報26万円以下 国保: 年間所得 ^(※2) 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

わたしの自己負担限度額は？



70歳以上の方

自己負担限度額は、それぞれの方の年齢や所得によって異なります。70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

	適用区分	外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)	多数回該当 ^(※4)
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1%		140,100円
	年収約770万～約1,160万円 標報53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1%		93,000円
	年収約370万～約770万円 標報28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1%		44,400円
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 (年14万4千円)	57,600円	44,400円
非住民税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	適用なし
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

厚生労働省保険局、高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf> より作成

※4 同じ世帯で、過去12カ月以内に計3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

世帯合算、多数回該当について

8、9ページ

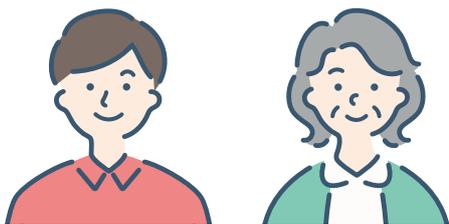
スベビゴ[®]での治療時に高額療養費制度を利用した場合のひと月の医療費

はじめて膿疱性乾癬と診断された患者さんが、スベビゴ[®]により治療を開始した場合(医療費の総額:約2,000,000円^{*5})。

*5 膿疱性乾癬の診断とスベビゴ[®]投与に必要な検査費約35,000円、スベビゴ[®]の薬剤費と投与に関わる費用約1,950,000円(2023年3月時点)。
 ※入院費は含まれていません。医療機関ごとに入院にかかる費用は異なるため、治療中の医療機関にご確認ください。

	適用区分	外来(個人ごと) (概算)	世帯ごと (概算)	多数回該当 ^(※4) の場合
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上／課税所得690万円以上	264,180円		140,100円
	年収約770万～約1,160万円 標報53万円以上／課税所得380万円以上	181,820円		93,000円
	年収約370万～約770万円 標報28万円以上／課税所得145万円以上	97,430円		44,400円
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円	57,600円	44,400円
非住民税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	適用なし
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

さらに医療費の負担を軽くできませんか？



高額療養費制度には、さらに負担を軽減するしくみとして、

- 世帯合算
- 多数回該当

といった制度もあります。

世帯合算

同じ世帯の方(同じ公的医療保険に加入している方)の自己負担額を合算できる制度です。

1. 69歳以下は21,000円以上の負担を合算

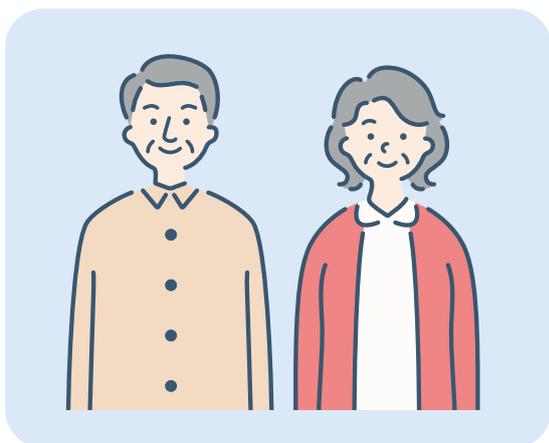
所得区分にかかわらず、同一月・同一医療機関で1件21,000円以上の負担が合算可能です。

* 70歳以上はすべての負担を合算
(75歳以上の方は後期高齢者医療制度の対象となり、世帯内の若年者とは制度体系が異なるため合算できません)

2. 69歳以下と70～74歳の方がいる世帯の合算

- ① 70～74歳以上の方の1ヵ月にかかった外来と入院すべての自己負担額を確認し、自己負担限度額との差額を給付
- ② ①で残る自己負担額と69歳以下の方の1件21,000円以上の自己負担額を合算
- ③ ②の合計額に対して、69歳以下の世帯の自己負担限度額が適用

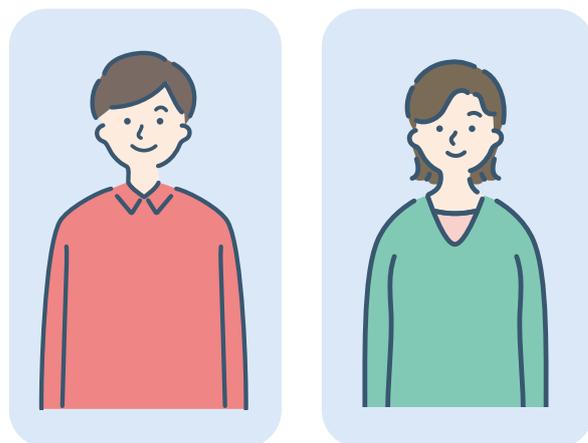
同じ公的医療保険



医療費の合算



それぞれ違う公的医療保険



医療費の合算

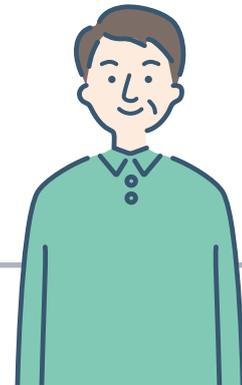




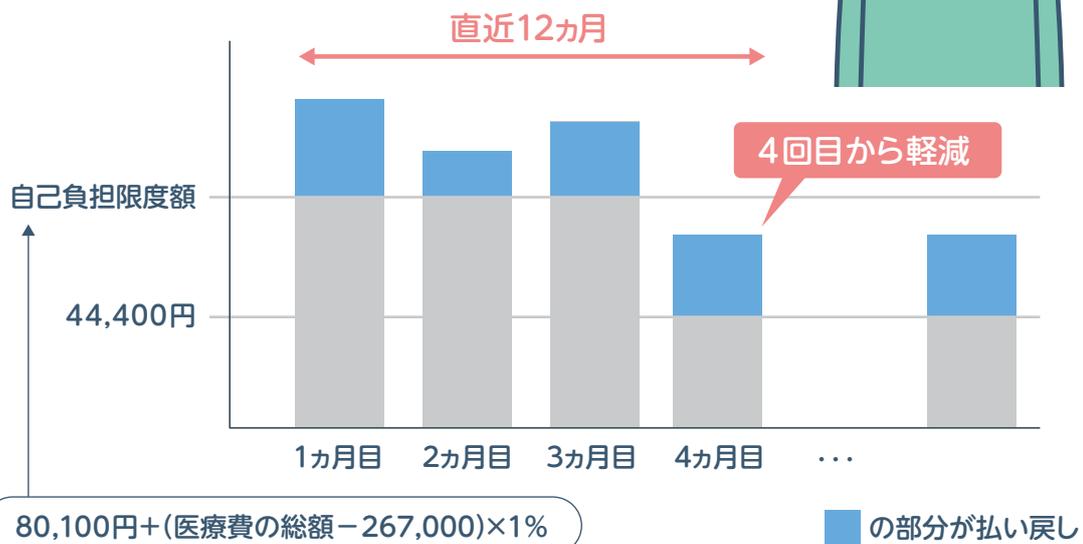
多数回該当

同じ世帯で、過去12ヵ月以内に計3回以上高額療養費の給付を受けた場合、4回目からの自己負担限度額がさらに軽減される制度です。

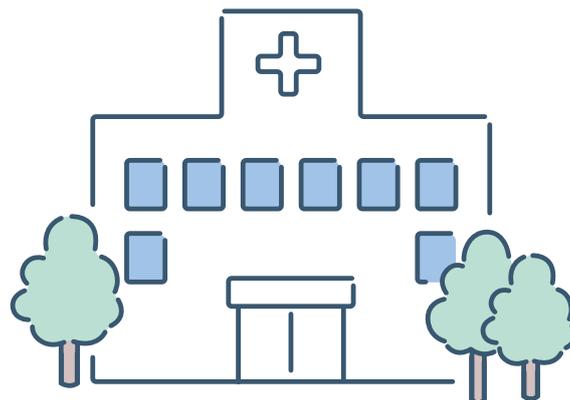
なお、加入している公的医療保険が変更となった場合、回数の計算は改めて行うこととなります。



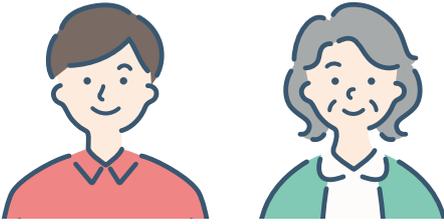
例) 69歳以下、
年収約370万～約770万円の場合



※公的医療保険の種類により実施内容が異なる可能性がありますので、加入されている公的医療保険にお問い合わせください。



利用するための手続きはどうしたらよいですか？

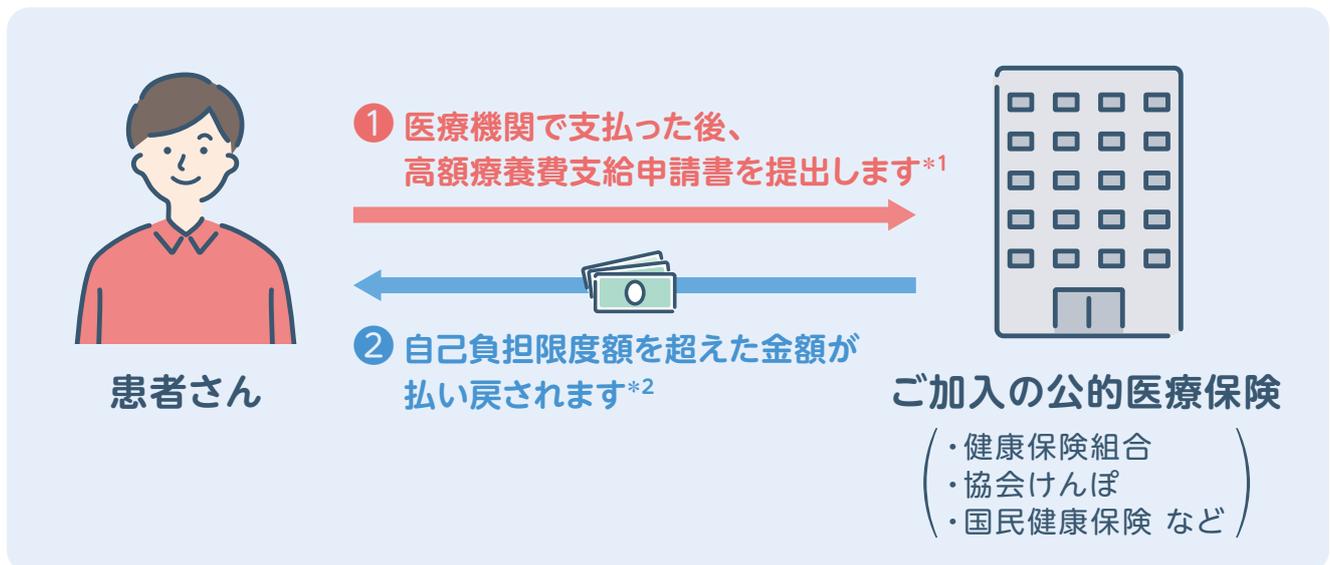


高額療養費制度を利用する場合、

- (1) 窓口で支払った後に払い戻しを申請する方法
 - (2) 治療の前に申請をして窓口での支払いを軽減する方法
- の2つの方法があります。

(1) 窓口で支払った後に払い戻しを申請する方法

医療費を支払った後に、加入している公的医療保険に申請すると、1ヵ月(その月の1日から月末まで)に自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。



*1 申請手続きは加入している公的医療保険によって異なります。

*2 払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬明細書(レセプト)に基づいて審査が行われ、診療を受けた月から少なくとも3ヵ月後になります。

厚生労働省保険局. 高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から).
<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf> より作成

◆申請すると払い戻しになる対象

- 1つの医療機関に支払った金額
- 複数の医療機関に支払った医療費の合計
- 同じ世帯の方の医療費の合計

多数回該当に当てはまる場合は、
自己負担限度額はさらに軽減されます

申請の際に、領収書が必要な場合があります。
医療機関から受け取ったら領収書は大切に保管しておきましょう。
申請をしていなかった場合、診療を受けた翌月の初めの日から
2年前までさかのぼって申請することができます。

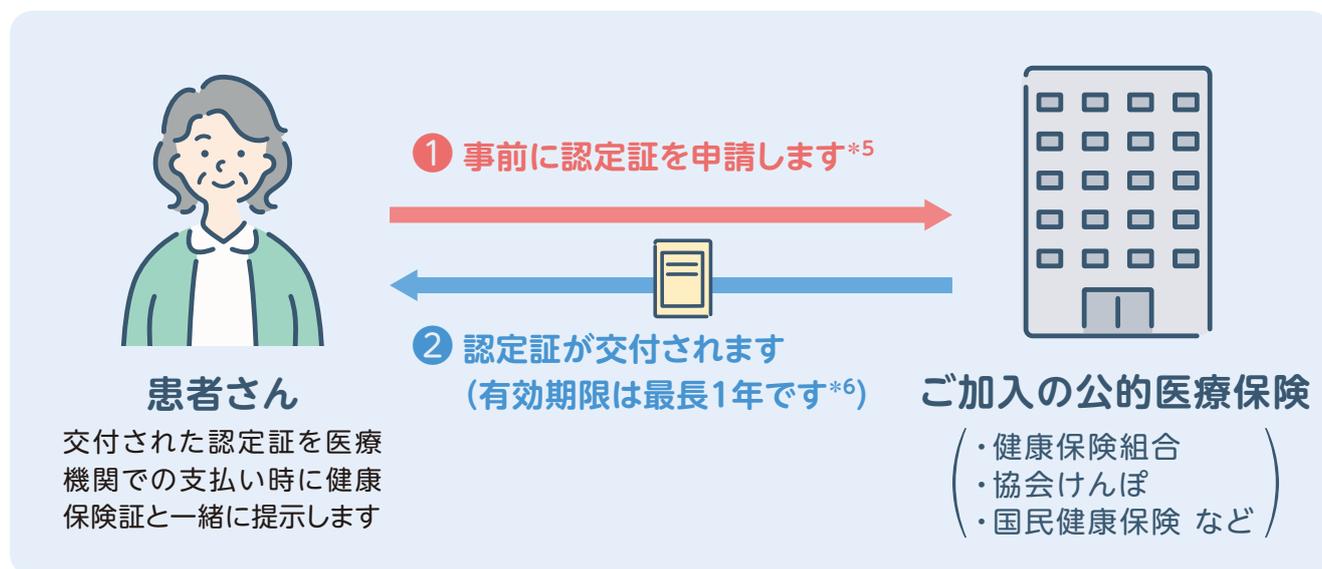


どちらの方法を利用しても、
最終的な自己負担額は同じ金額になります。
利用しやすい方法を選びましょう。



(2) 治療の前に申請をして窓口での支払いを軽減する方法

事前に限度額適用認定証(以降、認定証)を申請し、窓口での支払い時に交付された認定証と健康保険証を提示することで*3、ひと月の窓口での支払いを自己負担限度額までにすることができます*4。



厚生労働省保険局. 高額療養費制度を利用される皆さまへ(平成30年8月診療分から).
<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf> より作成

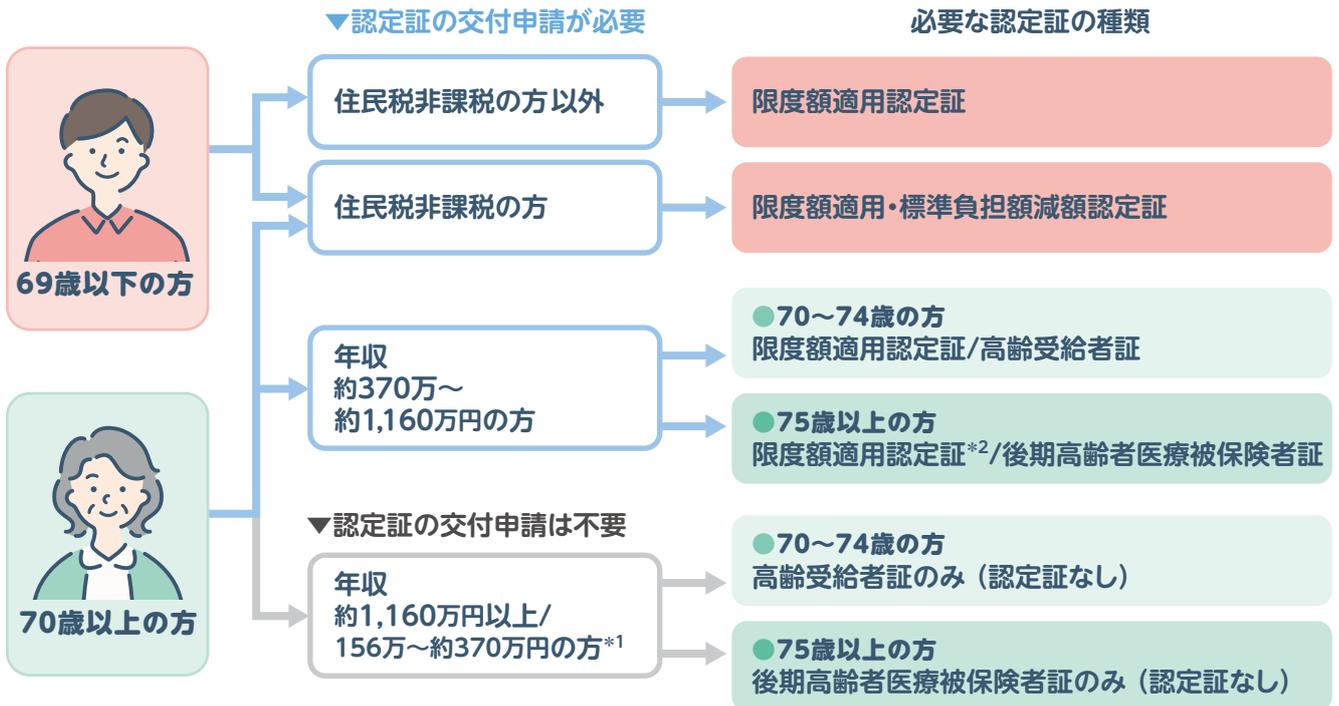
- *3 70歳以上で、年収が156万～約370万円および約1,160万円以上の方は認定証は発行されません
(医療機関の窓口で健康保険証、高齢受給者証を提示することで自動的に自己負担限度額までの支払いとなります)。
住民税非課税世帯の方は年齢にかかわらず「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用となります。
- *4 保険適用外の診療や、入院中の食事代・差額ベッド代などは範囲外です。
- *5 健康保険証の代わりに、70歳以上75歳未満の方は「高齢受給者証」、75歳以上の方は「後期高齢者医療被保険者証」が必要になります。
- *6 有効期限に達した後も必要な場合は、再度申請の手続きが必要です。

年齢や収入によって申請が必要な方と不要な方がいます。
また、認定証が必要な方も、必要な認定証の種類が異なります。

必要な認定証の種類は次のページでご紹介します。



◆必要な認定証の種類



*1 70歳以上で、年収が156万～約370万円および約1,160万円以上の方は限度額適用認定証は発行されません（医療機関の窓口で健康保険証、高齢受給者証を提示することで自動的に自己負担限度額までの支払いとなります。住民税非課税世帯の方は年齢にかかわらず「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用となります。

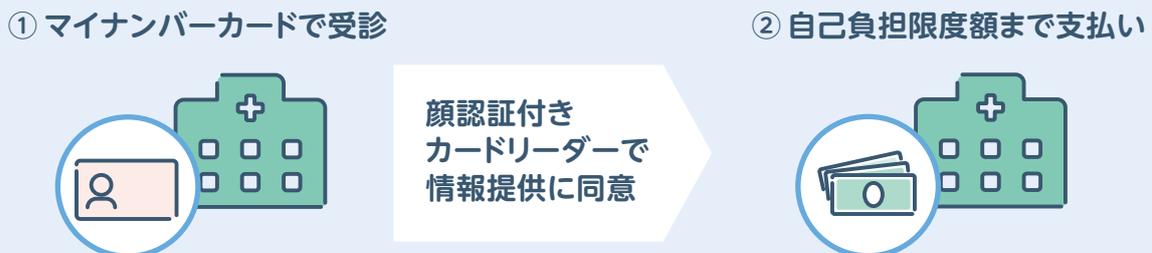
*2 75歳以上の方の限度額適用認定証の新規発行は、令和6年12月1日で終了しました。高額療養費制度を新規で利用される場合は、保険証利用登録済みのマイナンバーカードで受診するか、限度額の区分を記載した「資格確認書」を提示したうえでの受診となります。

◆マイナンバーカードを保険証として利用している方は認定証の申請は不要です

●マイナンバーカードを保険証として利用していない方



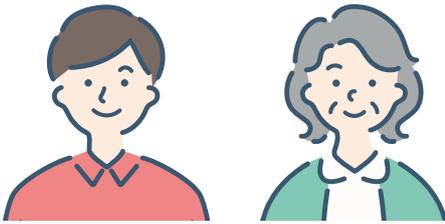
●マイナンバーカードを保険証として利用している方



マイナンバーカード専用の顔認証機能付き機器が設置されている医療機関・薬局でマイナンバーカードを保険証として使用している方は、必要な情報提供への同意など、条件を満たした場合には認定証を申請しなくても、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

運用方法は医療機関・薬局ごとに異なるので、各施設に事前に問い合わせてください。

どこに申請・相談したらよいですか？



高額療養費制度は、
加入する公的医療保険によって相談や申請の窓口が異なります。
ご自身やご家族が加入する保険をご確認し、手続きしてください。

公的医療保険の種類	被保険者／保険者／窓口	
健康保険組合	被保険者	主に大手企業やそのグループ企業の社員の方
	保険者	健康保険組合
	窓 口	各健保組合担当窓口
協会けんぽ	被保険者	常時従業員がいる法人もしくは従業員が常時5人以上の事業所 (法律が定める業種に限るもの)の従業員の方
	保険者	全国健康保険協会
	窓 口	各都道府県支部
国民健康保険	被保険者	健康保険・船員保険・共済組合等に加入している勤労者以外の一般の方
	保険者	市区町村、各種国民健康保険組合
	窓 口	各市区町村、各種国民健康保険組合
船員保険	被保険者	船舶の船員の方
	保険者	全国健康保険協会
	窓 口	全国健康保険協会船員保険部
共済組合	被保険者	国家・地方公務員、私立学校教職員の方など
	保険者	共済組合
	窓 口	各共済組合担当窓口
長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)	被保険者	75歳以上の方、65歳以上で後期高齢者医療広域連合から認定された方
	保険者	都道府県後期高齢者医療広域連合
	窓 口	都道府県後期高齢者医療広域連合窓口

高額療養費制度をどのように利用したらよいかわからないときには、
医療機関のソーシャルワーカーに相談したり、
公的医療保険の窓口にお問い合わせください。



難病医療費助成制度

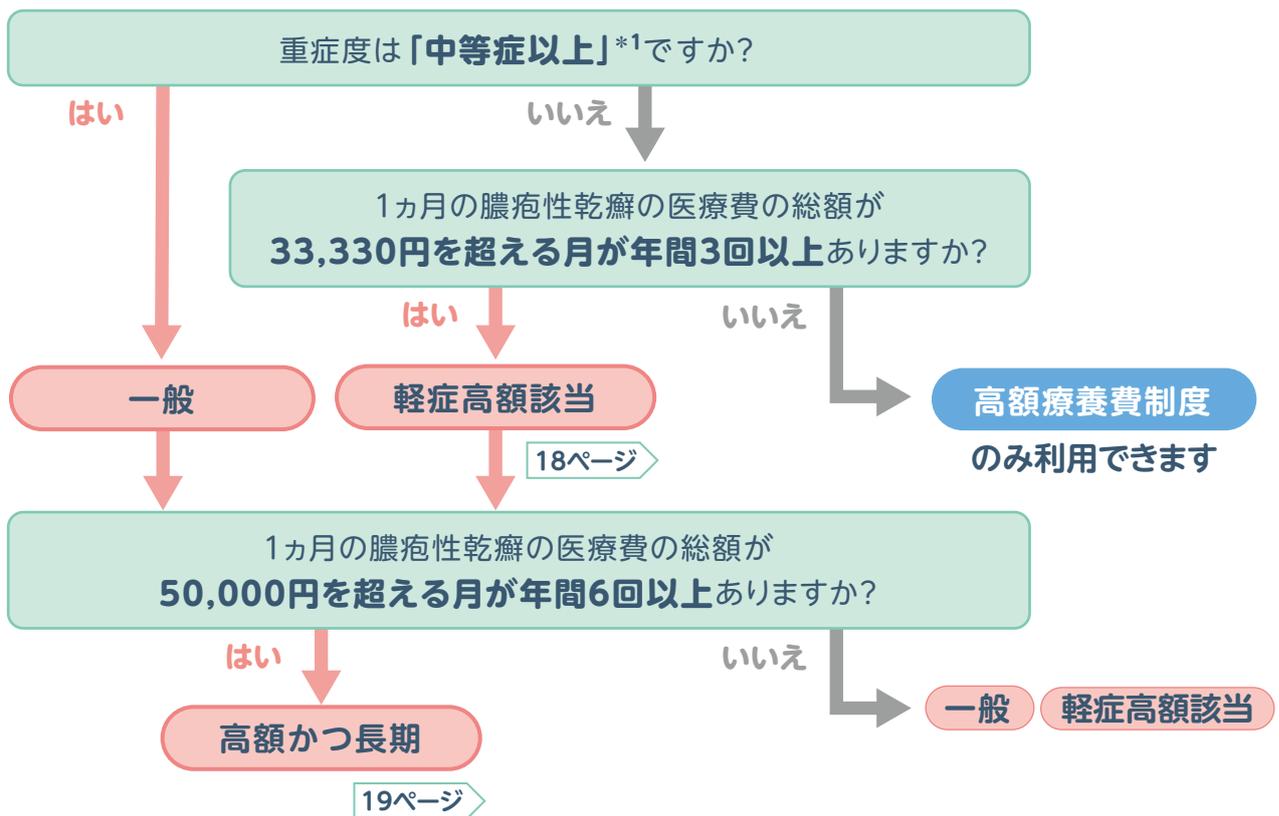
どのような制度ですか？

指定難病の患者さんの難病の治療にかかる医療費の負担を軽くするために設けられた制度です。難病の治療のために支払った医療費の一部が助成されます。

膿疱性乾癬の患者さんの場合、診断基準を満たし、かつ重症度が中等症以上*1の方は「一般」として助成を受けることができます。また、重症度基準を満たさない軽症の場合でも、条件を満たせば「軽症高額該当」[18ページ](#)として助成を受けられるケースがあります。

難病医療費助成制度の対象となる方は、1ヵ月(その月の1日から月末まで)の指定難病にかかわる医療費の負担の割合が、自己負担割合3割の方は2割までになります(もともとの自己負担の割合が1割または2割の方の自己負担割合には変更ありません)。また、決められた上限金額(自己負担上限額といいます)。具体的な金額は [16ページ](#) を超えた自己負担分は医療費の助成を受けることができます。

◆膿疱性乾癬患者さんが利用できる可能性がある難病医療費助成制度には、**一般**、**軽症高額該当**、**高額かつ長期**、の3つの区分があります



誰が使えますか？

膿疱性乾癬の患者さんの場合は以下の方が利用できます。

- 重症度が「中等症以上」*1
- 軽症高額該当(重症度が軽症であっても高額な医療を継続することが必要な患者さん) [18ページ](#)

*1 膿疱性乾癬は症状が出ている皮膚の面積や検査所見の数値により、「軽症」「中等症」「重症」の3段階の重症度に分類されます。どの重症度にあてはまるかは、主治医の先生にご確認ください。

どのような費用が助成されますか？

膿疱性乾癬の患者さんの場合は、膿疱性乾癬の治療のために難病指定医療機関*2を受診したときにかかる診療費や医療費、調剤薬局などで処方される薬剤費、訪問看護の費用などが助成の対象となります。

*2 指定難病にかかわる医療を受けたときに、難病医療費の助成を受けられる医療機関のことを指します。

膿疱性乾癬とは関係のない病気やケガの治療にかかった医療費や、入院中の食事代や差額ベッド代、難病指定医療機関以外でかかった医療費は、助成の対象ではありません。



いつから助成してもらえますか？

難病医療費助成制度の対象となった方(医療受給者証が交付される方)は、中等症以上と診断された日*3までさかのぼって医療費を返還してもらうことができます。

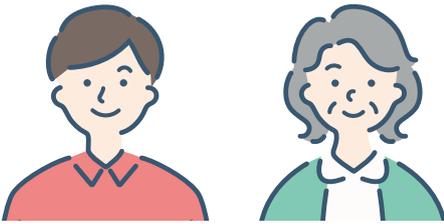
令和5年10月以降の申請より、原則1ヵ月を上限として、診断された日*3にさかのぼっての助成が認められます。さらに、入院等の緊急治療の必要があったなどのケースでは最長で3ヵ月前までさかのぼることが認められます。

*3 軽症高額対象者は、軽症高額の基準を満たした日の翌日以降にかかった医療費が対象となります。

難病医療費助成制度の申請をしてから、医療受給者証が交付されるまでにはしばらく時間がかかります。申請手続き後、医療受給者証が交付されるまでの間に支払った医療費のうち、自己負担上限額 [16ページ](#) を超えて支払った医療費は手続きをすることで払い戻しを受けることができます。なお、医療受給者証の有効期間は原則1年です。継続して医療費の助成を受ける場合は更新手続きを行う必要があります。



わたしの自己負担上限額は？



難病医療費助成制度の対象になると、
医療費を3割自己負担している方は自己負担の割合が2割になります。
(もともとの医療費負担割合が1割または2割の方の)
自己負担割合は、変更ありません。

◆難病医療費助成制度の助成対象の方が支払う医療費

支払う金額が自己負担上限額より

低い場合 ▶ 医療費の総額の2割分(1割負担の方は1割)

高い場合 ▶ 自己負担上限額

下記の表のように
それぞれの世帯の所得によって
異なる自己負担上限額が設定されています。



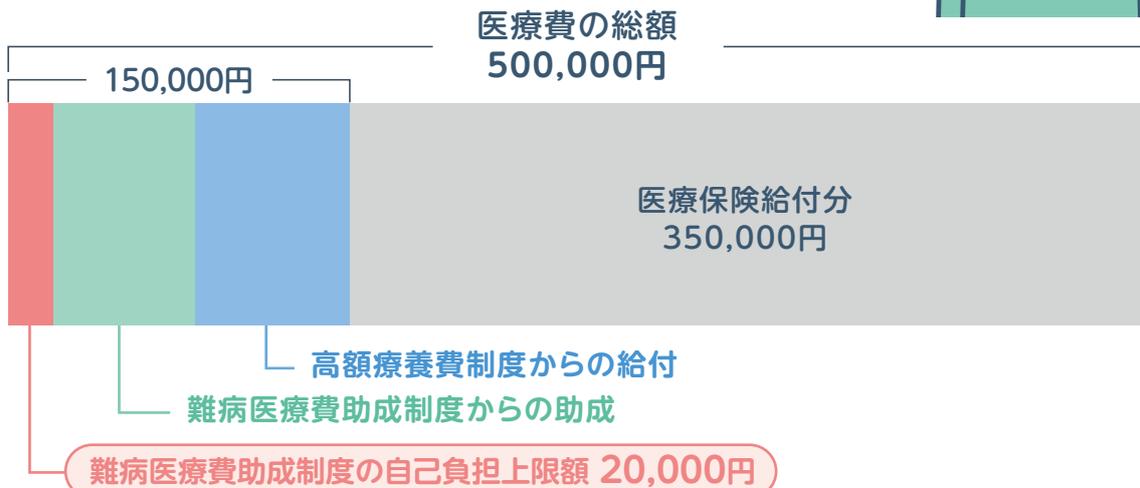
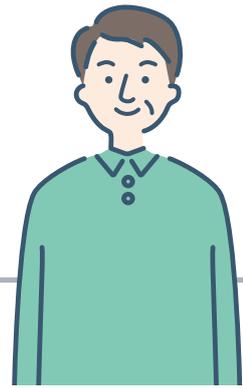
◆難病医療費助成制度における自己負担上限額(月額)

階層区分	階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の 場合における年収の目安		自己負担上限額(外来+入院)(患者負担割合:2割 ^{*2})		
			一般	高額かつ長期 ^{*1}	人工呼吸器等 装着者
生活保護	—		0円	0円	0円
低所得I	区市町村民税 非課税(世帯)	本人年収 ~80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得II		本人年収 80万円超~	5,000円	5,000円	
一般所得I	区市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円~約370万円)		10,000円	5,000円	
一般所得II	区市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円~約810万円)		20,000円	10,000円	
上位所得	区市町村民税 25.1万円以上 (約810万円~)		30,000円	20,000円	
入院時の食費			全額自己負担		

*1 「高額かつ長期」とは、膿疱性乾癬の医療費の総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合です
(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。詳しい説明は [19ページ](#) をご覧ください。

*2 75歳以上の方など、申請前の自己負担割合が1割の方は、申請後も自己負担割合は1割のままです。

指定難病患者さんで55歳年収500万円
 (「一般所得Ⅱ」)の方が、指定難病の治療で
 500,000円かったケースでは？



高額療養費制度適用後、この方の自己負担額は
 82,430円となりますが(6ページ)、
 さらに難病医療費助成制度による助成を受けることができます。
 左のページの表の自己負担上限額を超えているため、
自己負担額は20,000円になります。

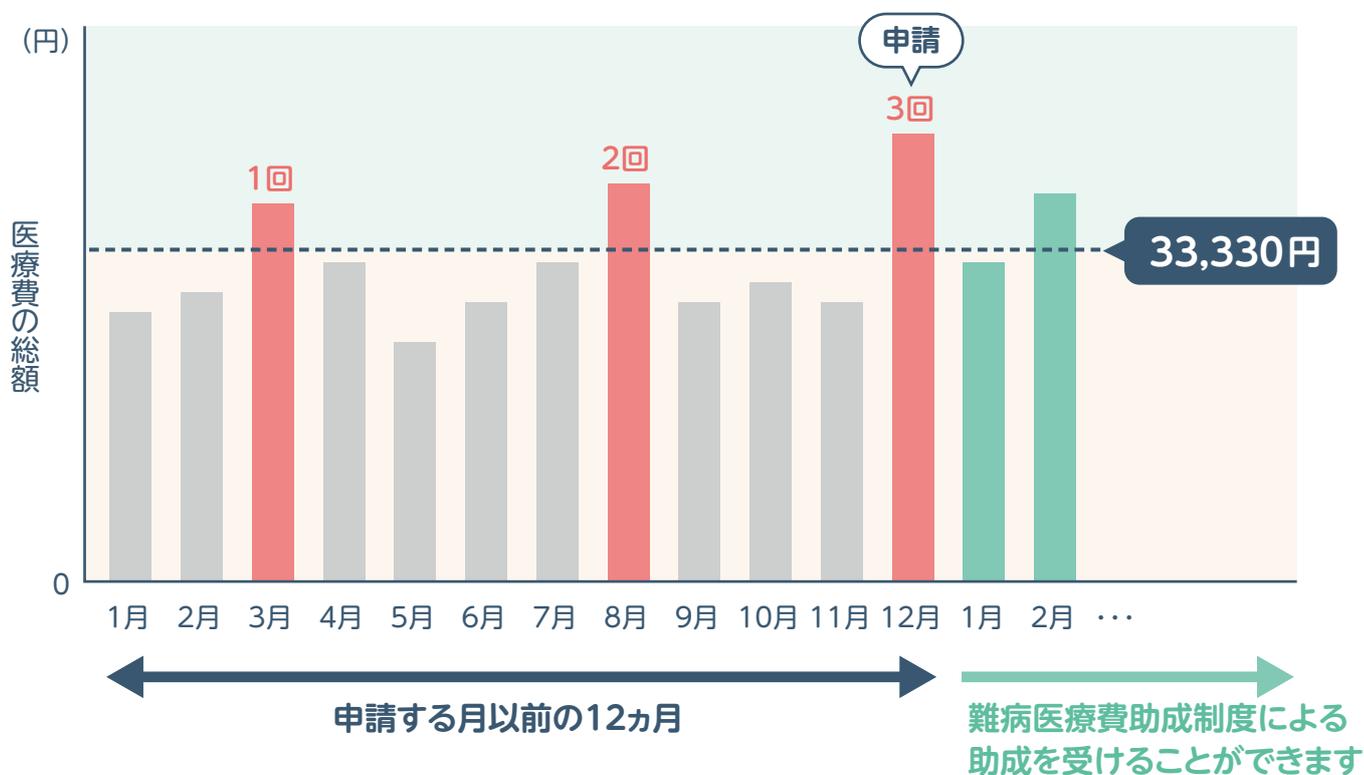


軽症高額該当

「軽症」であっても高額な医療を継続する必要がある方

膿疱性乾癬の重症度が軽症^{*1}であっても、高額な医療を継続する必要がある方は難病医療費助成制度の対象となります。膿疱性乾癬治療に関する医療費の総額が33,330円を超える月が、難病医療費助成を申請する月から12カ月前までの間に計3回以上ある場合を軽症高額該当といい、難病医療費助成制度による助成を受けることができます。

*1 膿疱性乾癬は症状が出ている皮膚の面積や検査所見の数値により、「軽症」「中等症」「重症」の3段階の重症度に分類されます。どの重症度にあてはまるかは、主治医の先生にご確認ください。



例えば自己負担が3割の方の場合、
医療費の自己負担が1万円以上の月が申請を行う月以前の
12ヵ月以内に計3回以上ある場合が該当となります。



高額かつ長期

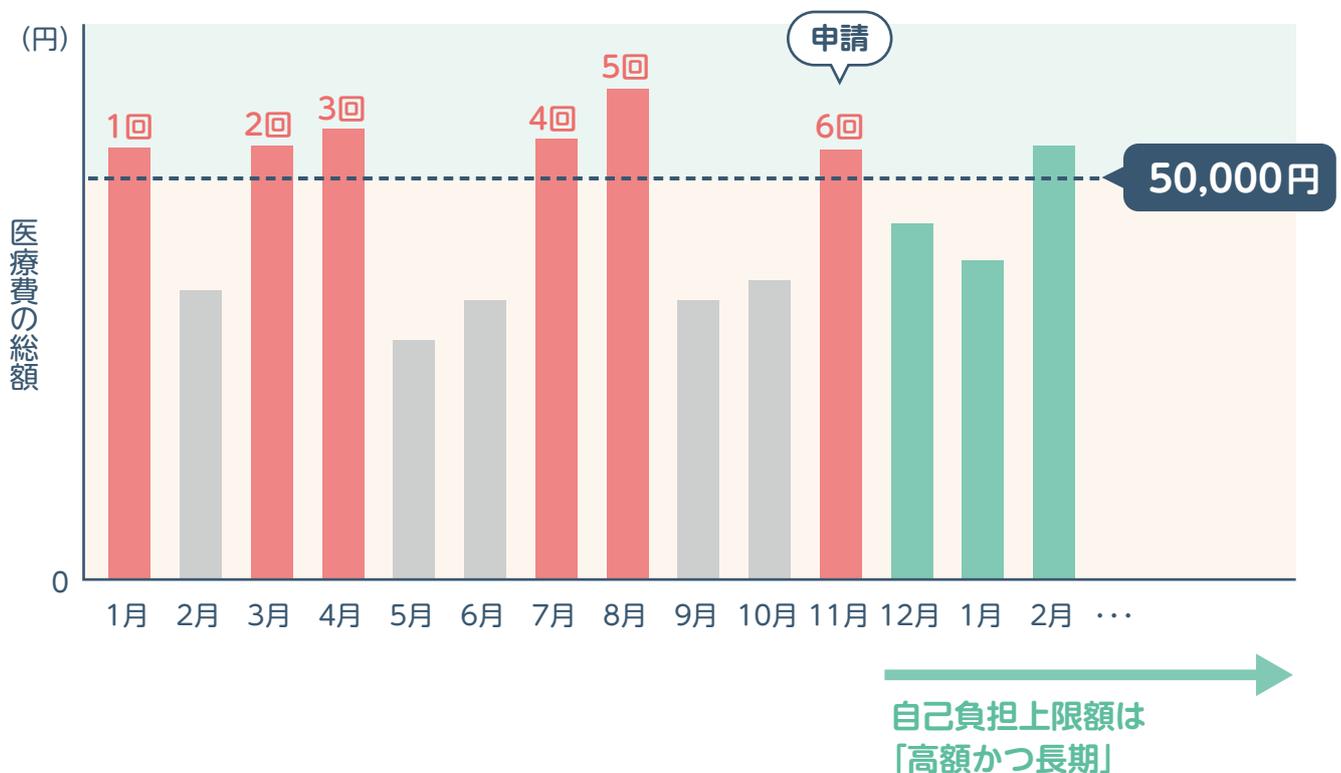
高額な医療が長期的に継続する方向けの特例措置

難病医療費助成を受ける方のうち、高額な医療が長期的に継続する方向けに設けられた制度です。

「一般所得Ⅰ」「一般所得Ⅱ」または「上位所得」の方が対象となります*2。

*2 ほかの区分の方の場合は、高額かつ長期の申請が認定された場合も自己負担上限額の変更はありません。

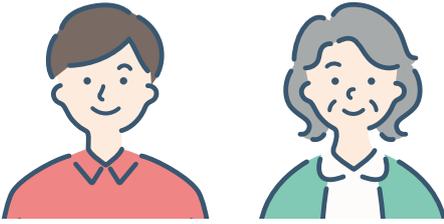
膿疱性乾癬の医療費の総額が50,000円を超える月が年間6回以上ある方が対象となります。



例えば自己負担が2割の方の場合、
医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上ある方が対象となります。



利用するためにはどのような手続きをしたらよいですか？



難病医療費助成の
申請手続きをするためには、
1)～3)を行います。



1) 申請に必要な書類 **21ページ** を準備します (下の図の①)

必要な書類はお住まいの都道府県・指定都市によって異なりますので、
お住まいの都道府県・指定都市のホームページや窓口などから入手してください。

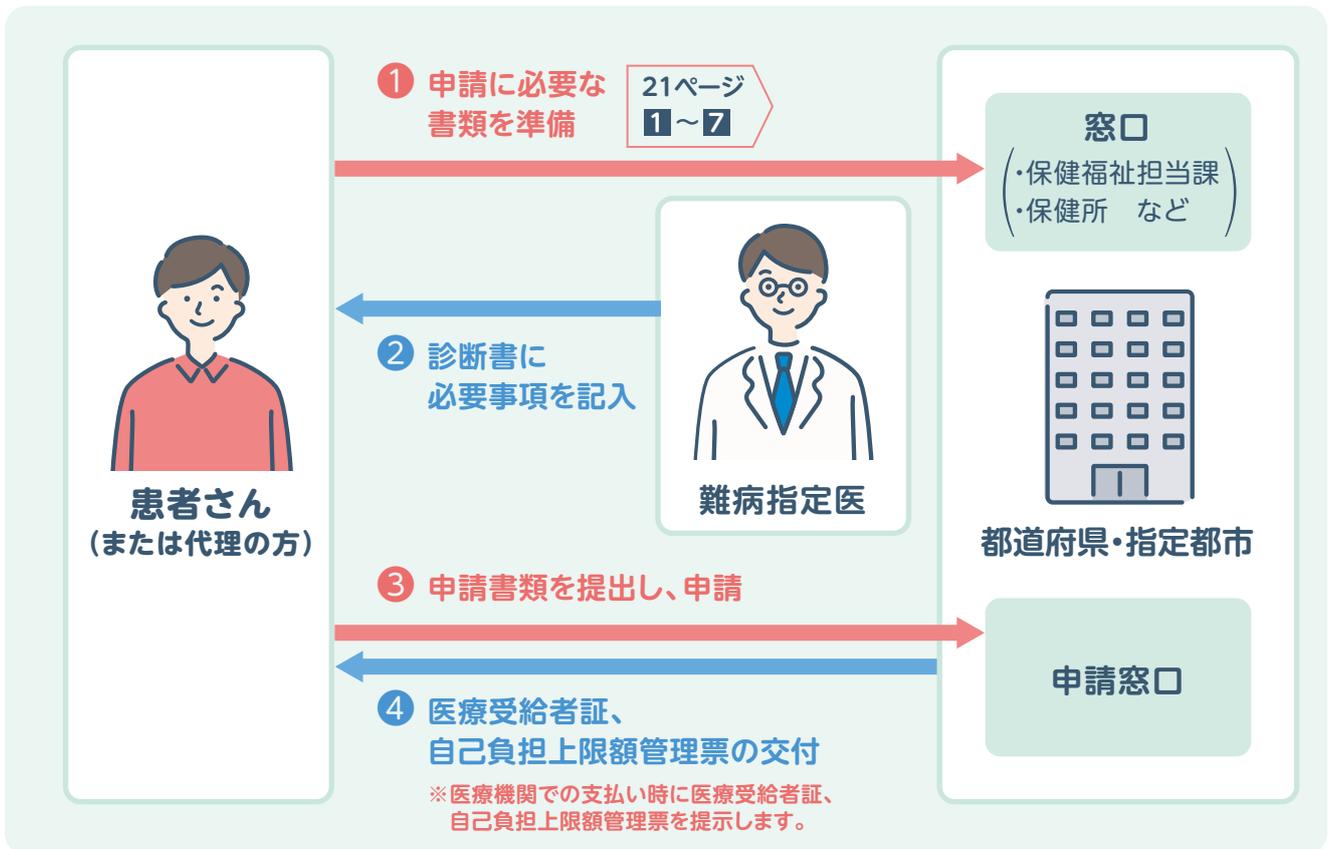
2) 難病指定医に、診断書(臨床調査個人票)を記入してもらいます (下の図の②)

臨床調査個人票は、都道府県から認定された難病指定医に記入してもらいます。なお、臨床調査個人票の作成には
文書料金が発生します。詳しいことは医療機関にお問い合わせください。

難病指定医や難病指定医療機関の情報は、難病情報センターのホームページ(<https://www.nanbyou.or.jp/entry/5308>)や
各都道府県のホームページでご確認ください。

3) 都道府県・指定都市の申請窓口に必要な書類を提出します (下の図の③)

申請窓口は、都道府県・指定都市により異なりますので、お住まいの都道府県・指定都市にお問い合わせください。



医療受給者証*、自己負担上限額管理票の交付申請から交付まで約3ヵ月かかりますが、
その間にかかった医療費は払い戻しを請求することができます。

* 医療受給者証の有効期間は、原則、申請日から1年以内で都道府県・指定都市が定める期間です。
有効期間を過ぎて治療継続が必要な場合は更新の申請が必要です。

申請に必要な書類(例)

1 申請書(特定医療費[指定難病]の支給認定申請書)

入手 都道府県や市区町村のホームページや窓口(保健所、役所・役場など)

2 診断書(臨床調査個人票)

膿疱性乾癬(汎発型)の様式の診断書を入手し、必要事項を難病指定医に記入してもらいます。

入手 都道府県や市区町村のホームページや窓口(保健所、役所・役場など)、または厚生労働省のホームページ

3 個人番号に係る調書

マイナンバーを記載するための書類。

入手 都道府県や市区町村の窓口(保健所、役所・役場など)

4 世帯全員の住民票の写し

申請者と同一の公的医療保険に加入している世帯の構成員が確認できるもの。

入手 市区町村の窓口など

5 世帯の所得を確認できる書類

区市町村民税(非)課税証明書など。

入手 市区町村の窓口など

6 保険証の写し

被保険者証、被扶養者証、組合員証などの公的医療保険の加入関係を示すもの。
加入する保険種別により提出が必要な写しが異なります。

確認 市区町村の窓口

7 医療費を確認できる書類(軽症高額該当の場合のみ)

各指定難病の診療にかかる医療費の総額が33,330円/月を超える月が
年間3回以上あったことを示す書類(領収書、診療報酬明細書)など。

確認 市区町村の窓口

このほかにも、患者さんによっては提出が必要となる書類があります。

なお、申請時に、「3.個人番号に係る調書」によって必要な方のマイナンバーをすべてご提出いただくことで、申請に必要な添付書類の一部(4.住民票、5.住民税(非)課税証明書、生活保護証明書)を省略することができます。詳しくは、医療機関の相談室やソーシャルワーカー、都道府県や指定都市の申請窓口にご相談しましょう。

このほか、ご加入の民間保険によっては、
治療に必要な費用に対して保障されている可能性があります。
詳しいことはご加入の民間保険のお問い合わせ窓口にご確認ください。



医療費助成制度を利用した場合のモデルケース

初めて膿疱性乾癬と診断を受け、
スベピゴ®での治療を開始した
35歳女性の場合

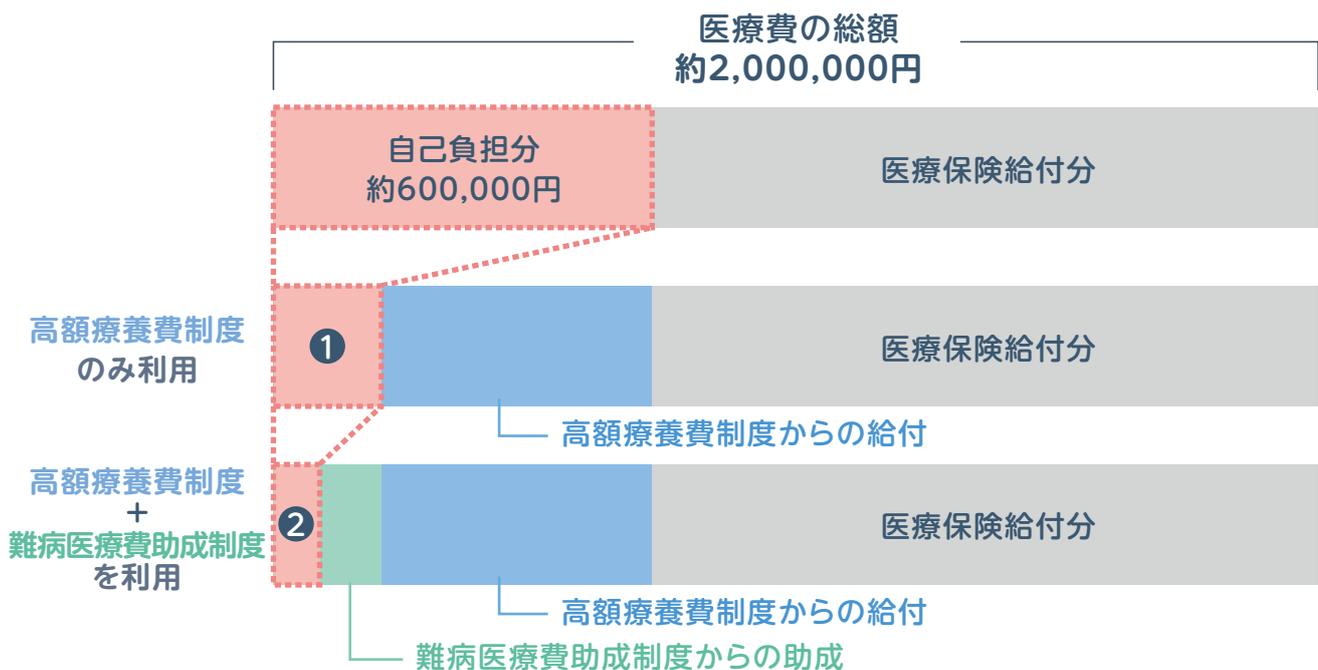


世帯年収 ▶ 450万円

膿疱性乾癬の重症度 ▶ 中等症（難病医療費助成制度による助成対象）

今月の膿疱性乾癬治療
に対する医療費の総額 ▶ 約2,000,000円*1

*1 膿疱性乾癬の診断とスベピゴ®投与に必要な検査費約35,000円、スベピゴ®の薬剤費と投与に関わる費用約1,950,000円（2023年3月時点）。
※ 入院費は含まれていません。医療機関ごとに入院にかかる費用は異なるため、治療中の医療機関にご確認ください。



① 高額療養費制度の自己負担限度額:

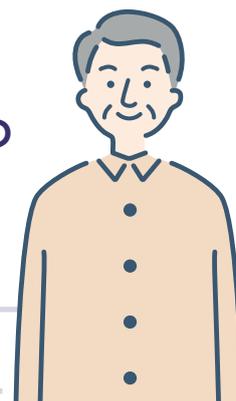
6ページ の表「ウ」より $80,100円 + (2,000,000 - 267,000) \times 1\% = 97,430円$

② 難病医療費助成制度の自己負担上限額:

16ページ の表「一般所得Ⅱ」より 20,000円

高額療養費制度・難病医療費助成制度を利用した場合
今月の医療費自己負担額は
20,000円

6ヵ月前に膿疱性乾癬と診断を受け、
5ヵ月内服薬で治療を続けていたが、症状が悪化したため
スペビゴ®での治療を開始した
73歳男性の場合

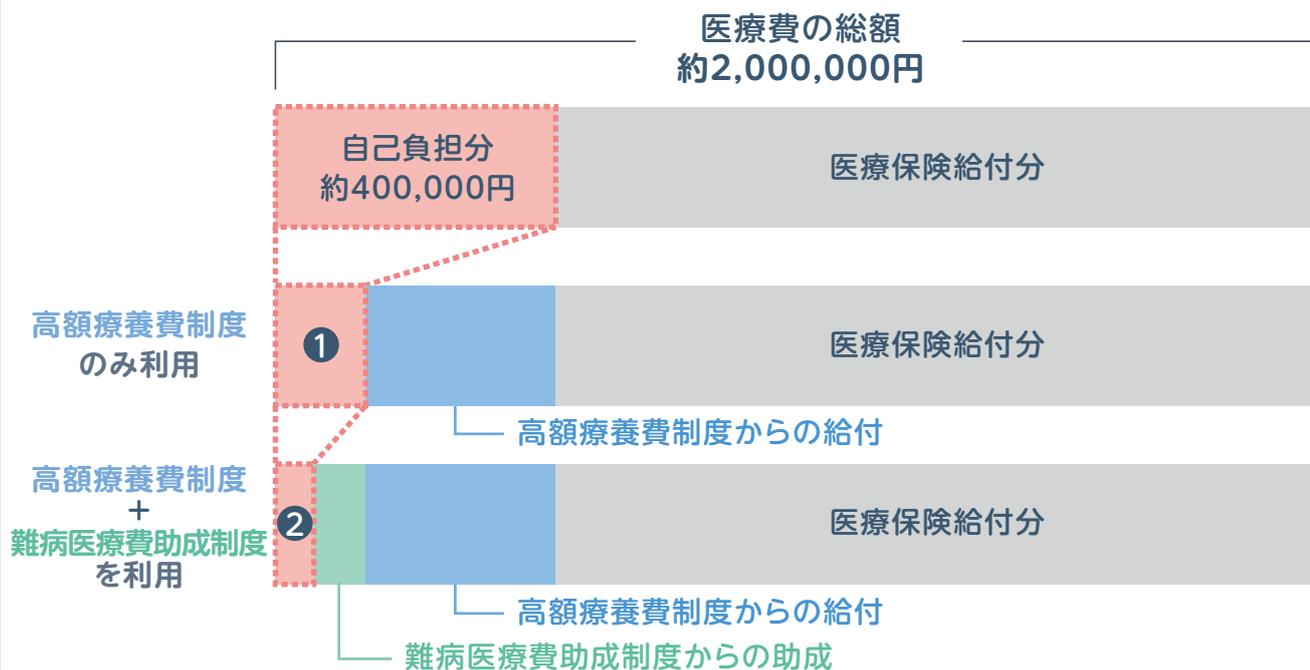


世帯年収	▶ 350万円
膿疱性乾癬の重症度	▶ 重症（難病医療費助成制度による助成対象）
今月の膿疱性乾癬治療 に対する医療費の総額	▶ 約2,000,000円*2
先月までの膿疱性乾癬治療 に対する医療費の総額	▶ 初回受診時 約50,000円 2～5ヵ月目 約33,000円/月*3

*2 スペビゴ®投与に必要な検査費約13,000円、スペビゴ®の薬剤費と投与に関わる費用約1,950,000円(2023年3月時点)。

*3 治療薬(内服)約23,000円/月、初回受診時の検査費約25,000円、2～5ヵ月目の検査費約10,000円/月。

※ 入院費は含まれていません。医療機関ごとに入院にかかる費用は異なるため、治療中の医療機関にご確認ください。



① 高額療養費制度の自己負担限度額: 7ページ の表「一般」外来(個人ごと)より
18,000円(年144,000円)

② 難病医療費助成制度の自己負担上限額: 16ページ の表「一般所得I」より 10,000円

高額療養費制度・難病医療費助成制度を利用した場合
今月の医療費自己負担額は
10,000円

Q & A

高額療養費制度について

Q 「自己負担額」はどうやって計算しますか？

- A. ① 高額療養費制度の対象となる医療費として、1ヵ月(1日から月末まで)に支払った金額を合計します。
- 医療機関ごとに合計してください。
 - 同じ医療機関に支払った場合でも、医科/歯科、外来/入院は別々に計算します。
 - 医師から処方箋を発行されて薬局に支払った薬剤費は、処方箋を発行した医療機関の医療費として計算します。
 - 保険診療が適用されないもの(入院で治療をした際の食事代や差額ベッド代、先進医療にかかる費用など)は合計することができません。
- ② 年齢や所得によって上限額が異なります。
[6~7ページ](#)で、ご自分の自己負担限度額を確認してください。

Q 高額療養費制度の対象となる医療費でも、支払いまでに認定証が用意できない場合は、高額療養費制度は利用できないのでしょうか？

- A. ① マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードの保険証利用ができる医療機関(顔認証付きカードリーダーを設置)であれば、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードや通常健康保険証を提示し、本人の情報提供に同意することで認定証を提示しなくても窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。[12ページ](#)
- ② 認定証が提示できないときは、窓口で自己負担額の全額を支払う必要がありますが、後からご加入の公的医療保険に申請すると、自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受けることができます。
- 払い戻しを受けるときの申請の方法は、[10ページ](#)を参照してください。
 - 医療費の払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬明細書(レセプト)に基づいて審査が行われ、診療を受けた月から少なくとも3ヵ月後になります。

厚生労働省のホームページでも情報が提供されています。

厚生労働省. 高額療養費制度を利用される皆さまへ.
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html





Q

高額療養費制度による払い戻しを受けるまで
窓口で支払う費用を用意できるか心配です。
払い戻しを受けるまでに利用できる制度はありますか？

A.

払い戻しを受けるまでにかかる医療費を支払うための資金を無利子で貸し付けてくれる制度
(高額療養費支払資金貸付制度/高額医療費貸付制度)があります。

- 医療費の払い戻しは、医療機関等から提出される診療報酬明細書(レセプト)に基づいて審査が行われ、診療を受けた月から少なくとも3ヵ月後になります。そのため、当座の医療費の支払いのための資金を無利子で借り入れることができる制度です。
- 協会けんぽの場合は、払い戻し予定金額の8割を借り入れることができます。申込書に必要事項を記入し、保険証に記入されている協会けんぽの支部に提出します。
- 独自の制度を設けている健康保険もあるので、ご加入の公的医療保険に確認してください。
国民健康保険には、医療機関の窓口で高額療養費の自己負担限度額のみを支払い、残りの高額療養費該当分を医療保険から直接医療機関に支払いをする高額療養費受領委任払い制度があります。

Q

わからないことがあるときには、誰に相談したらよいでしょうか？

A.

申請の手続きや利用のしかたについては、医療機関の相談室やソーシャルワーカーに相談
しましょう。高額療養費制度はご加入の公的医療保険によって内容が異なることがあるので、
詳しいことはご加入の公的医療保険の窓口にお問い合わせください。





難病医療費助成制度について

Q 現在入院中で申請手続きに行くことができません。
本人以外が申請することは可能でしょうか？

A. 代理の方による申請が可能です。また、郵送で申請することもできます。

- 医療機関で診断書(臨床調査個人票)を記入してもらった後、代理の方に申請手続きを依頼するか、郵送で申請してください。
- 代理の方が窓口で手続きをする場合は、代理人の氏名などを記載した委任状(住民票上の住所が患者さんと同一の場合は記載不要)のほか、身元確認書類が必要となりますので、事前に確認してください。

Q 膿疱性乾癬と診断されましたが、重症度分類では「軽症」でした。
難病医療費助成制度の助成対象となりますか？

A. 「軽症高額該当」が適用される可能性があります。

- 難病医療費の助成対象となる重症度(「中等症以上」)を満たさない方でも、高額な医療を長期的に継続する必要がある患者さんのために設けられた特例措置である「軽症高額該当」が適用される可能性があります。 [18ページ](#)
- 膿疱性乾癬治療に関する医療費の総額が33,330円を超える月が、難病医療費助成制度を申請する月から12ヵ月前までの間に計3回以上ある場合は、難病医療費助成制度による助成を受けることができます。

Q 膿疱性乾癬の治療以外でかかった医療費も
助成対象となりますか？

A. 膿疱性乾癬患者さんが受給者証を提示して助成を受けられるのは、膿疱性乾癬と膿疱性乾癬によって発生する症状の診療などに対してのみとなります。

- 膿疱性乾癬以外の病気やけがのために医療機関を受診した場合や、保険適用外の費用・サービスは難病医療費助成制度による助成対象外となります。高額療養費制度を利用することができるかもしれないので、確認してみましょう。高額療養費制度は保険適用外の診療や、入院中の食事代・差額ベッド代などを除くすべての医療費に利用可能です。
- 膿疱性乾癬が原因となって発生した傷病や膿疱性乾癬の治療による副作用など、医師が膿疱性乾癬と関連があると判断した医療は難病医療費助成制度の対象となります。

第1条 目的

この利用規約(以下「本規約」といいます。))は、日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社(以下「当社」といいます。))が提供する「スベビゴ®医療費相談室」と称するサービス(以下「本サービス」といいます。))の利用条件を定めるものです。本規約をお読みいただき、これらの条件に同意された場合のみ、本サービスをご利用ください。

第2条 本サービスの提供

1. 本サービスは、当社が製造販売する「スベビゴ®」(以下「本剤」といいます。))により治療をこれから行う、若しくは行っている患者様を対象として、医療費助成制度の情報提供等のサポートを行うサービスです。本剤による治療を開始される患者様又は本剤により治療中の患者様で本サービスの利用を希望される方は、本規約をお読みいただいた上で、本サービスをご利用ください(以下、本サービスを利用される患者様を「利用者」といいます。))。
2. 当社は、本サービスの提供にあたり、「コールセンター」を設置し、コールセンターより本サービスを提供いたします。
3. 当社は、コールセンターの運営をシミックヘルスケア・インスティテュート株式会社(以下「委託先」といいます。))に委託しています。また、コールセンターに代わり、委託先が指定する者が本規約に定める行為を行うことがあります。
4. 本サービスは、日本国内に居住する方を対象としたサービスです。海外に居住されている方はご利用できません。

第3条 本サービスの変更、中断又は終了

1. 当社は、事前に通知することなく、本サービスの内容、名称等を変更することがあります。
2. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を中断又は終了することがあります。
 - (1) 本サービスを提供するシステムの保守等を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 地震等の天災地変、火災、停電その他当社又は委託先の管理の及ばない事由により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 関係当局から指示又は命令があった場合
 - (4) その他当社又はコールセンターが本サービスの中断又は終了を必要と判断した場合
 この場合、コールセンターは利用者情報を速やかに削除します。
3. 当社は、本サービスの変更、中断又は終了により生じた損害について、いかなる責任も負いません。

第4条 利用者の責任

1. 本サービスの利用に際し、利用者は、医療機関(医師)、当社及びコールセンター又は委託先の要請に適正に対応するものとします。利用者が次のいずれかに該当することが判明した場合、当社は通知や催告を要せずに、直ちに利用者に対する本サービスの全部又は一部の提供を中断又は終了することができるものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの規定に違反した場合
 - (2) 不正な目的をもって本サービスを利用するなど、利用状況から本サービスの利用者として不適当と当社が判断した場合
 - (3) 前各号に定めるほか、利用者として不適当と当社が判断した場合
2. 利用者は、本サービスの利用に際し、他の利用者の本サービスの利用並びに当社及び委託先による本サービスの提供の妨げとなる行為は厳に禁止されるものとし、利用者が以下の各号に該当する行為をしたと当社が判断した場合、当社は直ちに利用者の本サービスの利用を終了することができるものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 法令に違反する行為
 - (3) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権若しくは財産を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
 - (4) 当社、委託先、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
 - (5) 利用者の名義を第三者に譲渡又は貸与する等の行為
 - (6) 第三者に成りすまして本サービスを利用する行為
 - (7) その他、当社が不適当と判断する行為
3. 利用者は、本資料に記載されているアクセスコード及び施設コードを自己の責任で管理し、紛失しないように十分に注意してください。

第5条 個人情報の取り扱いについて

1. 委託先は、本サービスの提供にあたり委託先を通して取得する利用者の個人情報を含む情報(氏名、年齢、所得区分、住所、電話番号、メールアドレス等)を、個人情報の保護に関する法律その他の関連諸法令、関連省庁等のガイドラインを遵守し、当社の「プライバシーポリシー」及び委託先の「個人情報保護方針」に基づき適切に取扱うものとします。
2. 委託先は、利用者の個人情報を、次の各号の目的で利用いたします。
 - (1) 本サービスの提供
 - (2) 本サービスの利用状況を集計及び分析するため
 - (3) 本サービスの満足度の調査の実施及び調査結果の分析のため
 - (4) 本サービスに関するお問い合わせ、ご相談及び苦情への対応並びに紛争の解決のため
3. 委託先は、原則として、利用者の個人情報を、当社及び第三者に対して提供いたしません。ただし、利用者本人の同意がある場合及び法令で定める場合のほか、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前の通知や承諾なしに第三者に対して提供することがあります。
 - (1) 裁判所から法令に基づく開示を求める判決若しくは命令を受けた場合又は公的機関から法令に基づき照会を受けた場合
 - (2) 委託先が業務を委託した第三者が、その委託業務の処理に際して、個人情報を必要とする場合
 - (3) 合併その他の事由による委託先の事業の承継に伴って、第三者に個人情報が提供される場合
4. 委託先は、利用者の本サービスの利用状況について、患者コードを用いて作表し、医療機関へ提供します。利用者はあらかじめこれに同意することとします。
5. 当社又は委託先は、利用者から副作用情報その他安全性に関する情報や利用者の治

療に関する情報等を入力した場合、かかる情報を医療機関に報告又は情報提供する場合があります。利用者はあらかじめこれに同意することとします。

6. 本サービスの利用にあたり、委託先が求める個人情報をご提供いただくことは、利用者の任意の判断によります。必要な情報をご提供いただけない場合、本サービスの提供ができない可能性があります。
7. 委託先は、利用者の個人情報を適切に管理するとともに、漏洩、滅失又は毀損などの防止のために十分な安全管理措置を講じます。当社は、委託先が当該安全管理措置を講じることにつき、委託元として適切に監督します。
8. 委託先が取得した個人情報に関する苦情及び登録情報のお問い合わせ等については、本規約末尾記載のコールセンターまでお申し出ください。

第6条 免責事項

1. 当社及び委託先は、本サービスを通して提供する情報が正確であることについて最善を尽くしますが、これらについてなんら保証するものではありません。利用者は、自らの選択、判断により本サービス及び本サービスが提供する情報を利用するものとし、万が一利用者が当該情報により不利益を被ったとしても、当社及び委託先は当該不利益に対し、当社又は委託先の故意又は重過失による場合を除き一切の責任を負いません。
2. 当社及び委託先は、本サービスの利用中に利用者が生じた損害(怪我や病気、第三者とのトラブルに起因する損害を含むがこれらに限られない。)に関して、当社又は委託先の故意又は重過失による場合を除き一切責任を負いません。

第7条 損害賠償

利用者が本規約の各条項に違反して当社、委託先又は第三者(他の利用者、医療機関等)に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償するものとします。

第8条 著作権

本サービスの提供にあたり、当社が提供する文書、写真、イラスト、フレームデザイン等(以下「本サービスの文書等」といいます。))の著作権は、当社に帰属し、利用者は、著作権法に定められた利用範囲を超え、無断で本サービスの文書等を複製、転載、改変、編集等を行うてはなりません。

第9条 本規約の変更

当社は、本規約の変更、追加、廃止をする場合、あらかじめ利用者に告知し、相当期間を経た上で実施します。本規約を変更、追加、廃止したのちに、利用者が本サービスを利用したときは、利用者はその時点で当該変更、追加、廃止に同意したものとみなします。

第10条 残存

本規約第3条第3項、第5条、第6条、第7条、第8条、本条及び第11条の規定は、利用者に対する本サービスの提供が終了した後であってもなお有効とします。

第11条 準拠法及び合意管轄

本規約の準拠法は日本国法とし、本規約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【付則】

2023年2月1日制定

第4条第3項の施設コードに関する項目は適用いたしません。

(お問い合わせ)

本サービスに関し、質問などございましたら、下記までお問い合わせください。

スベビゴ®医療費相談室
(シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社内)

シミックヘルスケア・インスティテュート株式会社
住所:〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1 浜松町ビル Tel 03-6779-8160

個人情報保護方針

当社の個人情報保護方針は、以下のWEBサイトをご参照下さい。
<https://www.boehringer-ingelheim.jp/privacypolicy>

コールセンターの運営を委託しているシミックヘルスケア・インスティテュート株式会社の個人情報保護方針は、以下のWEBサイトをご参照ください。
<https://www.cmhc-hci.com/policy/privacy.html>

個人情報取り扱い

スベビゴ®医療費相談室の利用においては、以下の個人情報を利用者からご提供いただく必要がございます。

- ※ ご相談に回答するため
- 氏名 ● 電話番号
- ※ 医療費の自己負担限度額の目安を算出するため
- 年齢(69歳以下もしくは70歳以上の確認)
- 所得区分(年収の目安) ● お住いの市区町村
- 公的医療保険の健康保険証(利用者にご準備いただくもの)

個人情報の利用目的

日本ベーリンガーインゲルハイムは、
膿疱性乾癬を治療する患者さんやご家族のために、
さまざまなサービスやウェブサイトをご用意しています。

膿疱性乾癬(GPP)患者さんのための

WEB
サイト



GPPひろば®

GPPはどんな病気なのかを理解し、よりよい治療、よい生活にさせていただくための情報を発信しています。



スベビゴ®を使用される患者さんのための

WEB
サイト



スベビゴ®を 使用される患者さんへ

スベビゴ®で治療をしている、
あるいは治療される予定の
患者さんとそのご家族の方を対象に
膿疱性乾癬やスベビゴ®の情報を提供します。



相談室



スベビゴ®医療費相談室

スベビゴ®を投与中の患者さんにご家族を対象に、医療費の不安や手続きの負担を軽減するため、お電話でご相談いただけるサービスです。

スベビゴ®を使用中(もしくは使用予定)の患者さんで医療費に関してわからないことのある患者さんは、事前に27ページに掲載されている「スベビゴ®医療費相談室 利用規約」をご確認のうえ、下記の電話番号より相談窓口にお問い合わせいただき、アクセスコード【S815】と、本冊子を見て電話していることをオペレーターにお伝えください。

日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社 DIセンター

0120-189-779 受付時間 9:00~18:00(土・日・祝・弊社休業日を除く)

DIセンターにつながりますので、「スベビゴ®の医療費に関する相談」であることと、
「患者さんのご氏名」「お電話番号」をお伝えください。
「スベビゴ®医療費相談室」のオペレーターにおつなぎいたします。